

確認申請のその前に…

日進市からののお知らせ

建築確認等の申請・届出を申請する前に、日進市開発等事業に関する手続条例に基づく手続が必要です。



ニッシー

※事業計画によって手続に要する期間が異なります。(裏面記載)
余裕をもった工程の検討をお願いします。

くわしくはWEBで

日進市開発等事業に関する手続条例

検索

【お問い合わせ】

日進市 建設経済部 建築課

電話 0561-73-2049

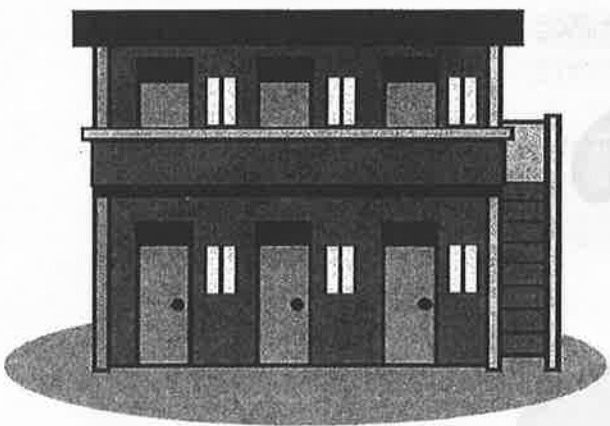
メール kenchiku@city.nisshin.lg.jp

条例手続に要する期間



戸建て住宅

＝約1週間



集合住宅

3戸以上

＝1.5～2ヶ月

2戸＝約1週間



店舗・事務所など

100㎡超

＝1.5～2ヶ月

100㎡以下＝約1週間